

県単農地集積促進事業実施要領

平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農村第 678 号

最終改正 平成 27 年 12 月 10 日付け農地第 530 号

第 1 趣旨

県単農地集積促進事業の実施の取扱いに関しては、県単農地集積促進事業実施要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この実施要領によるものとする。

第 2 事業の詳細

- 1 要綱第 2 の 1 及び 2 の「別に定める基準」は、別表のとおりとする。
- 2 要綱第 2 の 1 及び 2 の促進費（以下「促進費」という。）は、第 3 の 1 及び 2 に定める対象事業の実施により生じる農家負担金の軽減に充てるものとする。

第 3 事業の実施要件

- 1 要綱第 2 の 1 の「別に定める対象事業」とは、地域自主戦略交付金交付要綱別紙 20 第 2（中山間地域総合整備事業）、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 12-1 第 2（中山間地域総合整備事業）、地域自主戦略交付金交付要綱別紙 22 第 2（農地環境整備事業）、及び農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 13-1 第 2（農地環境整備事業）に基づく事業による区画整理事業であって、県が実施する事業をいう。
- 2 要綱第 2 の 2 の「別に定める対象事業」とは、次に掲げる事業とする。
 - (1) 団体営農業基盤整備促進事業
 - (2) 団体営農地耕作条件改善事業
- 3 要綱第 2 の「経営等農用地」とは、所有権、利用権（農業経営基盤強化促進法第 4 条第 4 項第 1 号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託により集積された農用地をいう。

第 4 経営等農用地

- 1 第 3 の 3 の「利用権」及び「農作業受託」は、設定期間又は契約期間が 6 年以上であり、当該年度を含めて 3 年以上の設定期間又は契約期間を残しているものであること。
- 2 1 の農作業受託によるものについては、基幹ほ場 3 作業以上の受託を行なうものであること。
- 3 2 の「基幹ほ場 3 作業」とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあつては (1)、(3) 又は (4) のうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。
 - (1) 耕起
 - (2) 代かき
 - (3) 田植え又は播種
 - (4) 収穫
- 4 農作業受託面積の算定にあつては、基幹ほ場 3 作業の受託に係る延べ面積を作業数で除した面積とし、その他特別な栽培手法によるもの等にあつてはこれに準じて取り扱う面積とする。

第5 担い手要件

要綱第3のウの「生産組織」とは、農業者の組織であり、その構成員の加入、脱退に関わらず、農業生産の目的を有する組織体として存続する規定を定めているものであること。

第6 促進費の算定

促進費の限度額は、対象事業の事業費のうち農家負担を伴う事業費（以下、「対象事業費」という。）に別表の交付割合を乗じた額又は実際に農家が負担した額のいずれか低い額とする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要領の制定をもって21世紀しまねの農業担い手育成基盤整備促進事業実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年12月10日から適用する。

別表

1. 担い手農地集積促進事業に係る促進費の限度額は、農地集積率に応じて、対象事業費に次の交付割合を乗じた額とする。

区 分	交付割合
農地集積率が40%以上45%未満	0.025
45%以上50%未満	0.030
50%以上55%未満	0.035
55%以上60%未満	0.040
60%以上65%未満	0.045
65%以上	0.050

ただし、平成24年度までにはほ場整備工事が完了した地区については、対象事業費に次の交付割合を乗じた額とする。

区 分	交付割合
農地集積率が40%以上	0.025

2. 集落農地集積促進事業に係る促進費の限度額は、対象事業費に次の交付割合を乗じた額とする。

区 分	交付割合
集落農地集積率が50%以上	0.125